

令和8年8月7日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条
第7項に基づく当財団の行動計画の策定について

公益財団法人
産業廃棄物処理事業振興財団

近年、女性の職業生活における活躍が一層重要となっていることに鑑み、当財団として、別添のとおり行動計画を策定しましたので、お知らせします。

別添

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 行動計画

財団の女性職員は、現在7名が在籍している。また、各部に配置している女性職員は、財団業務の一端を担っているところである。今後、財団は、女性が働きやすいような環境づくりに努めるとともに、女性の活躍の場を確保するため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和8年9月1日～ 令和10年8月31日

○目 標

目標：女性職員を7人（全職員の20%）から9人以上（全職員の24%以上）にする。

○取組内容・実施時期

取組内容：女性職員を計画的に採用する。

令和 8年 9月～ 女性職員 1名採用

令和 9年10月～ 女性職員 1名採用

取組内容：女性職員が働きやすいような環境整備を図る。

令和 8年 9月～ 在職する女性7名にヒアリングを実施

令和 9年 9月～ 在職する女性全員にヒアリングを実施